

産業競争力強化法に基づく募集新株予約権の機動的な発行に関する Q&A

令和 6 年 9 月 2 日

経済産業省

法務省

本 Q&A において、以下に掲げる用語は、以下の意味で用いることとする。

用語	意味
法	産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）
省令	産業競争力強化法に基づく募集新株予約権の機動的な発行に関する省令（令和 6 年法務省・経済産業省令第 2 号）
本法令	法及び省令
審査基準	産業競争力強化法第 21 条の 19 第 1 項に規定する経済産業大臣及び法務大臣の確認に係る審査基準
会社法	会社法（平成 17 年法律第 86 号）
読替え後の会社法	法第 21 条の 19 第 1 項の規定により読み替えて適用する会社法
会社法施行規則	会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）
両大臣の確認	法第 21 条の 19 第 1 項に規定する経済産業大臣及び法務大臣の確認
確認申請	両大臣の確認に係る申請
確認申請書	省令様式第 1 による申請書
省令要件	法第 21 条の 19 第 1 項の経済産業省令・法務省令で定める要件（すなわち、省令第 1 条で定める要件）
省令等要件	省令要件及び設立の日以後の期間が 15 年未満であること
募集新株予約権	会社法第 238 条第 1 項に規定する募集新株予約権
特例委任決議	読替え後の会社法第 239 条第 1 項の決議
募集事項	会社法第 238 条第 1 項に規定する募集事項
割当日	募集新株予約権を割り当てる日
株主となろうとする者等	株主となろうとする者及び新株予約権者となろうとする者
通知に準ずる措置	法第 21 条の 19 第 2 項に規定する経済産業省令・法務省令で定める措置

## 1. 確認申請

**Q1-1. 公開会社は確認申請をすることができますか。**

**A** 本法令上、公開会社が確認申請をすることは可能ですが、公開会社が確認申請をするメリットがなく、公開会社が確認申請をすることは想定されません。

**Q1-2. 「設立の日以後の期間が十五年未満」ではない株式会社は、確認申請をすることができますか。**

**A** 両大臣の確認を受けることができるのは「設立の日以後の期間が十五年未満の株式会社」であるため（法第 21 条の 19 第 1 項）、「設立の日以後の期間が十五年未満」ではない株式会社は確認申請をすることはできません。

**Q1-3. 両大臣の確認は、特例委任決議ごとに受ける必要がありますか。**

**A** 両大臣の確認を特例委任決議ごとに受ける必要はありません。なお、省令等要件を満たしていることが法第 21 条の 19 第 1 項の規定に基づく募集新株予約権の発行の要件となると解されるため、省令等要件を満たさない限り、同項の規定に基づく募集新株予約権の発行をすることはできません。

**Q1-4. 確認申請をするために、取締役会決議を行う必要がありますか。**

**A** 本法令において、確認申請をするために取締役会決議を行うことは、確認申請の要件とはされていません。

**Q1-5. 確認申請に先立って、事前相談は可能ですか。**

**A** 確認申請をする前に、まずは事前相談をお願いします。事前相談の際にイノベーション・環境局 イノベーション創出新事業推進課 ([exl-stock-option-pool@meti.go.jp](mailto:exl-stock-option-pool@meti.go.jp)) まで御連絡ください。

**Q1-6. 確認申請から両大臣の確認が行われるまでには、どの程度の期間がかかりますか。**

**A** 確認申請から両大臣の確認が行われるまでの標準処理期間は原則として 1 か月となっています（省令第 2 条第 7 項）。ただし、確認申請をする前の事前相談において、確認申請書等の修正等に期間を要する可能性を踏まえて、スケジュールを構築するようにしてください。

**Q1-7. 確認申請書の 2(1)イからハまでについて、該当する要件の全てを申告する（チェックボックス（）にチェックを付す）必要はありますか。それとも、確認申請書の 2(1)イからハまでのうち該当する要件を 1 つ申告する（チェックを付す）ことで足り**

ますか。

- A 確認申請書の 2(1)イからハまでについて、そのいずれかの要件を満たせば足りるので、該当するものが複数ある場合であっても、該当するものを 1 つ申告する（チェックを付す）ことで足りす。

例えば、確認申請書の 2(1)イからハまでの全ての要件に該当する場合には、2(1)ハのみを申告することで足り、そのようにすることで提出書類を減らすことができます（2(1)ハを満たしていることを示す資料として提出すべきものとしては、申請者の登記事項証明書又はその写しが想定されるところ、当該書類は確認申請に当たって必要となる資料でもあるためです。）。

**Q1-8. 確認申請をするに当たって、提出が必要となる書類を教えてください。**

- A 確認申請のために必要となる書類は以下のとおりです（なお、個別事情に応じてその他の書類の提出をお願いする場合があります。）。

- ・ 確認申請書
- ・ 申請者の登記事項証明書又はその写し
- ・ 省令第 1 条第 1 号及び第 3 号に該当することを証する書類（具体例については後記「3. 省令要件」参照）

**Q1-9. 確認申請から両大臣の確認が行われるまでに省令等要件を満たさなくなった場合にはどうなりますか。**

- A 省令等要件を満たさない場合には両大臣の確認を受けることはできませんので、その旨御連絡ください。

**2. 両大臣の確認**

**Q2-1. 両大臣の確認には、有効期間がありますか。**

- A 両大臣の確認に有効期間はありません。ただし、省令等要件を満たしていることが法第 21 条の 19 第 1 項の規定に基づく募集新株予約権の発行の要件となると解されるため、設立の日以後の期間が 15 年以上となった場合、同項の規定に基づく募集新株予約権の発行をすることはできません。

**Q2-2. 両大臣の確認を受けた後、省令等要件を満たさなくなった場合には、両大臣の確認は取り消されますか。**

- A 両大臣の確認を受けた後、事後的に省令等要件を満たさなくなった場合であっても、そのことをもって直ちに両大臣の確認が取り消されることはありません。ただし、

省令等要件を満たしていることが法第 21 条の 19 第 1 項の規定に基づく募集新株予約権の発行の要件となると解されるため、省令等要件を満たさない限り、同項の規定に基づく募集新株予約権の発行をすることはできません。

**Q2-3. 両大臣の確認を受けていた株式会社において合併や会社分割等の組織再編が行われた場合には、改めて両大臣の確認を受ける必要がありますか。**

**A** 吸収分割等の組織再編により権利義務を他の株式会社に承継させる株式会社が両大臣の確認を受けていた場合、両大臣の確認を受けていた地位は、吸収分割等の組織再編によって、吸収分割等の組織再編により権利義務の承継を受ける他の株式会社に承継されるものではありません。

したがって、吸収分割等の組織再編により権利義務の承継を受けた株式会社は、両大臣の確認を受ける必要があります。他方で、吸収分割等の組織再編により権利義務を他の株式会社に承継させた株式会社が存続している場合には、当該株式会社は、改めて両大臣の確認を受ける必要がありません。

### 3. 省令等要件

**Q3-1. 両大臣の確認を受けることができる「設立の日以後の期間が十五年未満の株式会社」における「設立の日」とは何ですか。**

**A** 「設立の日」とは、当該会社が成立した日（登記事項証明書に記載されている会社成立の年月日）を意味します。

**Q3-2. 「上場等合意」（省令第 1 条第 1 号イ）について、それぞれの具体例と、それがあつことを示す資料の例を教えてください。**

**A** 具体例や資料の例はそれぞれ以下のとおりですが、個別の申請ごとに個別具体的に判断されることとなります。

① 省令第 1 条第 1 号イ (1)

(具体例)

- ・ いわゆる「上場努力義務」を課す旨の合意（「我が国における健全なベンチャー投資に係る契約の主たる留意事項」43 ページ参照）

「発行会社及び創業株主は、[ ] 年 [ ] 月末日までに金融商品取引所に上場をする努力義務を負う」

(資料)

- ・ 株主間契約書（写し） 等

② 省令第1条第1号イ(2)(3)

(具体例)

- ・ いわゆる「EXIT協力義務」を課す旨の合意  
「発行会社及び創業株主は、[ ]年[ ]月末日までに、第三者による発行会社の企業買収（株式の譲受人が総株主の議決権の過半数を有することとなる株式譲渡、合併、株式交換、株式移転、会社分割等をいう）を成立させる努力義務を負う」
- ・ いわゆる「みなし清算合意」（「我が国における健全なベンチャー投資に係る契約の主たる留意事項」51ページ参照）  
「契約当事者は、企業買収（株式の譲受人が総株主の議決権の過半数を有することとなる株式譲渡、合併、株式交換、株式移転、会社分割等をいう）により受領する対価については定款に定められた残余財産分配権の計算式と同様に算出された対価により各株主が受領することに同意する」

(資料)

- ・ 株主間契約書（写し）
- ・ 財産分配契約・分配合意書（写し） 等

なお、省令要件に「上場等合意」があることを定めていることは、株主間契約等で発行会社又は経営株主の上場努力義務違反による株式買取義務を定めることを推奨するものではありません。

**Q3-3.** 「上場等合意をしている株主の有する当該株式会社の議決権の合計が、当該株式会社の総株主の議決権の三分の二以上である場合」（省令第1条第1号イ柱書き）を満たしていることを示す資料として提出すべきものを教えてください。

- A** 以下の資料を御提出いただくことを想定しています。
- ・ 上場等合意を含む内容の契約書の写し（株主間契約書（写し）、財産分配契約・分配合意書（写し）等）
  - ・ 申請者の株主名簿

**Q3-4.** 「上場等合意をしている株主の有する当該株式会社の議決権の合計が、当該株式会社の総株主の議決権の三分の二以上である場合」（省令第1条第1号イ柱書き）について、ここでいう「議決権」の数の算定の仕方の留意点を教えてください。

- A** 「議決権」の数は会社法その他の法令に従って算定されることとなります。例えば、自己株式（会社法第308条第2項）や相互保有株式（会社法第308条第1項、会社法施行規則第67条）、放送法第164条に規定する株式等については、議決権の数に算入しないこととなる点に留意が必要です。

Q3-5. 「株式会社の発行する株式又は新株予約権（会社法第二条第二十一号に規定する新株予約権をいう。）が、投資事業有限責任組合契約（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約をいう。）において営むことを約する事業において保有されていること」（省令第1条第1号ロ）を満たしていることを示す資料として提出すべきものを教えてください。

A 以下の資料を御提出いただくことを想定しています。

- ・ 申請者の株主名簿又は新株予約権原簿（写し）
- ・ 投資事業有限責任組合の登記事項証明書又はその写し（投資事業有限責任組合契約において、投資事業有限責任組合契約に関する法律第3条第1項第2号に規定する事業について組合の事業としていることが確認できるもの）

Q3-6. 「会社法第百八条第一項第二号又は第六号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を現に発行していること。」（省令第1条第1号ハ）を満たしていることを示す資料として提出すべきものを教えてください。

A 以下の資料を御提出いただくことを想定しています。

- ・ 申請者の登記事項証明書又はその写し（確認申請に当たって必ず必要となる資料です。）

Q3-7. 特例委任決議による委任に基づく募集新株予約権の募集事項の決定をした場合において、募集新株予約権を省令第1条第2号イからハマまでに掲げる者以外に割り当てることはできますか。

A 特例委任決議による委任に基づく募集新株予約権の募集事項の決定をした場合において、募集新株予約権を省令第1条第2号イからハマまでに掲げる者以外に割り当てることはできません。

Q3-8. 「新株予約権合意」（省令第1条第3号）について、その具体例と、それがあつてことを示す資料として提出すべきものを教えてください。

A 具体例や資料の例は以下のとおりですが、個別の申請ごとに個別具体的に判断されることとなります。

（具体例）

- ・ （一定のストックオプションの発行を除く）新株予約権の発行を事前承認事項とする旨の合意（「我が国における健全なベンチャー投資に係る契約の主たる留意事項」37ページ参照）

「発行会社及び創業株主は、投資家に対し、以下の事項については決定を

行う [ ] 日前に通知し、多数優先株主の書面又は電子メールによる承認を得るものとする。但し、発行会社より通知を受けてから [ ] 日経過しても承認をするか否かの旨を通知しない投資家については承認したものとみなす

- (1) (省略)
- (2) 発行会社の株式若しくは新株予約権の発行又は処分。但し、発行済株式総数の [ ] %に相当するストックオプションの発行を除く
- (3) (以下省略)」

(資料)

- ・ 株主間契約書 (写し) 等

**Q3-9.** 「新株予約権合意をしている株主の有する当該株式会社の議決権の合計が、当該株式会社の総株主の議決権の三分の二以上である場合」(省令第1条第3号)を満たしていることを示す資料として提出すべきものを教えてください。

**A** 以下の資料を御提出いただくことを想定しています。

- ・ 新株予約権合意を含む内容の契約書の写し (株主間契約書 (写し) 等)
- ・ 申請者の株主名簿

**Q3-10.** 「新株予約権合意をしている株主の有する当該株式会社の議決権の合計が、当該株式会社の総株主の議決権の三分の二以上である場合」(省令第1条第3号)について、ここでいう「議決権」の数の算定の仕方の留意点を教えてください。

**A** Q3-4.と同様です。

**Q3-11.** 省令第1条第4号の取締役による説明として必要な説明の内容を教えてください。

**A** 読替え後の会社法第239条第1項の決議による委任を行おうとする旨を説明する必要があります。

**Q3-12.** 両大臣の確認を受けた株式会社は、法第21条の19第1項の規定に基づく募集新株予約権の発行をしようとする場合において、設立の日以後の期間が15年未満とならない日を割当日とすることはできますか。

**A** 法第21条の19第1項の規定に基づく募集新株予約権の発行をしようとする場合において、設立の日以後の期間が15年未満とならない日を割当日とすることはできません (割当日において、設立の日以後の期間が15年未満である必要があります。)

#### 4. 特例委任決議

**Q4-1. 特例委任決議で定めなければならないことは何ですか。**

- A 特例委任決議では、読替え後の会社法第 239 条第 1 項各号の事項（具体的には以下の事項）を定める必要があります。
- ① その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる募集新株予約権の内容（ただし、当該新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法（会社法第 236 条第 1 項第 2 号）及び当該新株予約権を行使することができる期間（同項第 4 号）を除く。）及び数の上限
  - ② ①の募集新株予約権につき金銭の払込みを要しないこととする場合には、その旨
  - ③ ②の場合以外の場合には、募集新株予約権の払込金額の下限

**Q4-2. 特例委任決議で、①会社法第 236 条第 1 項第 2 号に掲げる事項（当該新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法）及び②同項第 4 号に掲げる事項（当該新株予約権を行使することができる期間）を定めることはできますか。**

- A 特例委任決議で定めなければならない事項は Q4-1.のとおりですが、①会社法第 236 条第 1 項第 2 号に掲げる事項（当該新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法）及び②同項第 4 号に掲げる事項（当該新株予約権を行使することができる期間）を定めることを妨げるものではありません。また、①又は②のうちいずれかを定めることを妨げるものでもありません。

**Q4-3. 特例委任決議で、その決議の効力が存続する期間を定めることはできますか。**

- A 特例委任決議については、会社法第 239 条第 3 項の規定が適用されないこととなっていますが、特例委任決議でその決議の効力が存続する期間を別途定めることを妨げるものではありません。

**5. 株主となろうとする者等への通知等**

**Q5-1. 通知に準ずる措置は、具体的にはどのような方法ですか。**

- A 通知に準ずる措置は、ウェブサイトに表示する方法がこれに該当します。

**Q5-2. 通知に準ずる措置として、どのような事項を表示する必要がありますか。**

- A 読替え後の会社法第 239 条第 1 項の決議があった旨を表示する必要があります。

**Q5-3. 通知に準ずる措置は、いつからいつまで実施すればよいですか。**

- A 通知に準ずる措置（ウェブサイトに表示する方法）は、株主となろうとする者等が



アクセスできるよう実施すべきであると考えられます。なお、株式会社が株主となろうとする者等の存否を適時に認識できないことも考えられるため、実務上の対応としては、読替え後の会社法第 239 条第 1 項の決議があった以降継続して実施することが考えられます。

## 6. 登記

### Q6-1. 登記申請の際に、どのような書類の提出が必要ですか。

- A 特例委任決議に基づき募集新株予約権を発行し、当該募集新株予約権の発行による変更の登記を申請する場合には、募集新株予約権の発行による変更の登記の申請で必要になる書面に加え、経済産業大臣及び法務大臣が交付する確認書（省令第 2 条第 7 項）を提出する必要があります。

## 7. 税制との関係

### Q7-1. ストックオプション税制との関係はどうなりますか。

- A 特例委任決議等によって発行された募集新株予約権であっても、税制適格ストックオプションとしての要件を満たしている限り、ストックオプション税制を活用することができます。